

五島市（久賀・奈留）しま留学委託契約書

留学生の保護者（児童に対し親権を行う者、親権を行う者がいないときは後見人。以下同じ。）を甲とし、これを受け入れる家庭（留学生を養育する者）を乙とし、五島市（久賀・奈留）しま留学連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を丙として、甲と乙と丙は、留学生の委託について、児童福祉の理念に基づく留学生のより良い生活を実現するために、次のとおり合意する。

第1条 甲・乙・丙は、五島市（久賀・奈留）島内の小学校及び中学校にしま留学を希望する児童・生徒（以下「留学生」という。）を受け入れ、地域の児童・生徒とともに健全な育成を図り、教育の充実・向上を促進するために本契約を結ぶものとする。

第2条 受け入れる留学生は、小学3年生から中学3年生とし、その期間は原則として1年とする。ただし、甲が留学生の希望に基づいて、その継続を希望する場合は、連絡協議会が協議の上、その可否を決定する。

第3条 甲は、委託料として、一人月額30,000円（翌月分）を、毎月25日までに丙の口座に振り込んで支払うものとし、丙は、それを毎月月初めに、五島市助成金60,000円と合わせて乙の口座に振り込んで支払うものとする。

第4条 前条に定める他、留学生の就学に要する費用、PTA（愛育会）会費、給食費、学校教材費、医療費、学用品費、衣料費、通信費、遠足、旅行経費、部活動費、留学開始時及び留学終了時の引越しに係る経費、その他児童・生徒にかかる経費は、甲が負担するものとする。これらの納入、支払いの方法については、甲乙が協議して定めることとする。

第5条 留学生の転入や留学に必要な手続きは、乙及び丙の協力を得て、甲が行うものとする。

第6条 乙は、留学生を家族の一員として区別することなく接し、深い理解と愛情をもって、健全な身体及び豊かな情操と良識を持った人間になるよう誠実に養育するものとする。

第7条 学校の長期休業中は原則帰省するものとし、滞在しようとする場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。留学期間1月未満の委託料は、16日以上は1月とし、16日未満については、3,000円に日数を乗じた額とする。この場合、甲は委託料の3分の1を負担し、五島市は3分の2を助成して負担する。長期休業中の昼食代として、甲は乙に1日300円を支払うものとする。

第8条 授業日において、臨時的に学校給食が実施されない場合の昼食にかかる経費は乙が負担するものとする。

第9条 甲は、本契約の締結により留学生の扶養義務の全てを乙に委ねるものではなく、次に掲げる事項等の問題が生じた場合には、乙に迷惑をかけないよう誠意をもって処置する。

- (1) 留学生に、病気あるいは事故などにより身体に異常が生じた場合、乙は医師または医療機関に相談する等、適切な処置を取るとともに、速やかに甲に連絡を取り、その後の処置は甲が負う。
- (2) 留学生の問題行動、または重大な事故や病気が発生した場合、乙は丙と協議の上、必要な処置を取るとともに、甲に連絡を取るが、その後の処置は甲が負う。
- (3) 留学生の養育が困難になった時、乙は甲及び丙と協議しその後の処置は甲が負う。
- (4) 留学生が、故意または過失によって不測の事故を起こした場合の処置は甲が負う。
- (5) 乙に、一時的に住居を離れ留学生を養育できない事情が生じた場合には、連絡協議会会員が臨時的に養育するものとする。その際、発生する経費については、乙負担とする。

第10条 前条に掲げる事故等が生じた場合において、乙に何らかの法的責任が認められる場合にも、丙が甲に対して賠償責任を負う。
この場合において、丙は、当該賠償責任について、乙に求償権を行使しない。

第11条 留学生は、全国山村留学協会長期留学保険（傷害保険・賠償責任保険）に加入し、その経費は甲が負担する。

第12条 保証人は、本契約に基づき甲が負担する一切の債務を、極度額50万円の範囲内で保証し、その弁済の責めを負う。

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙と丙が協議して本契約を解約することができる。ただし、甲の家庭事情により甲が解約を希望するときには、丙と協議して解約することができる。

- (1) 留学生の問題行動により、指導監督が困難であると判断されたとき
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき
- (4) その他、契約を継続しがたい事由が生じたとき

2 前項(4)において、乙の責によって甲に何らかの損害が生じたとしても、その責任は丙が負うものとする。この場合において、丙は、当該賠償責任について、乙に求償権を行使しない。

第14条 本契約に定めるものの他、必要な事項が生じたときは、甲、乙、丙三者が協議することとする。

第15条 甲、乙、丙は、五島市（久賀・奈留）しま留学制度実施要綱に定めたものに従うものとする。

第16条 本契約を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙及び甲の保証人が自署押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

留学生 氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 性別（男・女） 甲との続柄 _____

甲 住 所 _____

氏 名 _____ 印（自署）

保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印（自署）

【甲との関係： _____】

乙 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

丙 住 所 _____

会長氏名 _____ 印 _____